

朝鮮関係をアイルランド史中に読むべし

——矢内原忠雄未発表「講義ノート」の検討——

はじめに

琉球大学附属図書館・矢内原忠雄文庫には、矢内原が収集した植民地関係の刊行・未刊行資料や統計はもとより、彼自身の手による調査報告書や、自筆原稿・メモ等が多数収められている。しかし、矢内原植民学を検討する際、これらの資料・史料が十分に利用されているとは言いがたい(注1)。

筆者はこの度、同文庫所蔵の「講義ノート・英国植民史 アイルランド」(以下「講義ノート」と略記する)を利用する機会を得た(注2)。矢内原は一九二六年秋学期、東京帝国大学における植民政策の特殊講義としてアイルランドをとりあげている。「講義ノート」は、その準備のために作成されたものであり、矢内原のアイルランド論を検討するには逸することのできない重要な史料である。

翌年矢内原はこの講義内容をもとに、「アイルランド問題の発展」と題する論稿を『経済学論集』(東京帝国大学経済学部)第六卷第三号に掲載した。さらに十年後の一九三七年には、これを「アイルランド問題の沿革」(以下、「沿革」と略記する)と改題し、『帝国主義下の印度』(大同書院)の附録として刊行したのである(注3)。

アイルランドは矢内原植民学の主要なテーマではなかったが、「沿革」論文は戦前の日本人がアイルランドに着目した数

齋藤 英里

少ない研究であり、戦後のアイルランド史研究者からつとに注目されてきた。特に日本の朝鮮統治批判を念頭においた矢内原の視座は、戦後歴史学の問題関心に強く訴えるものがあつたのである(注4)。

しかし、「沿革」論文はあくまでアイルランド問題を歴史的に概観するにとどまり、植民地としてのアイルランドと朝鮮を具体的に比較している訳ではない。近年、矢内原植民学について優れた論稿を著した英国ノッティンガム大学のスーザン・タウンゼンド博士は、朝鮮とアイルランドを比較することは不当なことではないとしながらも、幾つかの点で疑問を呈している(注5)。韓国の歴史学者で、「沿革」を検討した慶熙大学・李泰淑教授の批判はさらに厳しい。彼女は朝鮮を日本のアイルランドに例える史実認識を批判するとともに、そもそも「沿革」において矢内原が朝鮮に触れた箇所は僅か一行にすぎないと指摘している(注6)。

ところが、「沿革」論文の原型である「講義ノート」を仔細に検討すると、アイルランドと朝鮮との比較や、日本の朝鮮統治政策についての批判的記述が散見しており、「沿革」とはかなり異なる内容を含んでいることが判明した。また「講義ノート」では、「沿革」の土台となった素案や構想、考察の原型も確認され、矢内原のアイルランド観がどのように形成されてきたかも遡及できる。本稿はこの「講義ノート」の解説を通して、矢内原のアイルランド論を再検討するものである。

一 矢内原忠雄文庫の意義

矢内原忠雄文庫所蔵の植民地関係資料はデータ・ベース化されており、同文庫のホーム・ページからもアクセス可能である(注7)。同文庫設置の経緯と詳細な内容紹介はこれに譲ることにして、ここでは最小限の説明にとどめたい。データ・ベース資料は、以下の十一項目に分類されている(括弧内は資料数)。

- 一 南洋(二八五) 二 台湾(八八) 三 朝鮮(九) 四 満州(三四)
- 五 樺太(二〇〇) 六 植民(七四) 七 ノート(八二)
- 八 研究資料(二二五) 九 矢内原蔵書(一九) 十 教科書(一五)

十一 その他 (三二)

このなかで、一五は矢内原植民学の主な対象となった戦前日本の植民地であり、その研究成果は学会誌などに掲載された後、単行書として刊行されているものが多いことから特に重要である。この五つのデータ・ベースには、現地調査で収集した資料や矢内原の自筆メモなどが多く含まれている。なかでも南洋関係の資料が多く存在することが、同文庫の最大の特徴である。一九三二年五月太平洋問題調査会による委任統治地域南洋群島の研究委嘱を受けた矢内原は、三三年七月と三四年六月の二回現地調査を行った。『南洋群島の研究』(岩波書店、一九三五年)はその成果を集約した著書であり、矢内原植民関係の著作のなかでも最も現地調査にもとづいた実証的研究と位置付けられる(注8)。

矢内原文庫のなかで南洋について所蔵資料が多いのが、台湾関係である。矢内原は一九二七年三月から五月にかけて台湾を訪問した。この現地訪問は民族主義者である蔡培火らとの交流のなかから実現した。蔡は民族主義者のなかでは穏健な自治主義者に属していたが、それでもこの訪問は総督府の官僚からは歓迎されなかったという(注9)。ともあれ、矢内原はこの訪台をもとに、早くも同年度の冬学期に東大で台湾問題を講義している(注10)。その成果『帝國主義下の台湾』(岩波書店、一九二九年)は、個別植民地に関する矢内原の最初の単著であり、彼の代表作と見なされることが多い。

満州は矢内原の後期の研究対象とみなされがちだが、既に一九二四年十月に朝鮮とともに訪問しており、翌年度の冬学期および一九二六年度の夏学期に講義でとりあげている(注11)。さらに、矢内原は満州国成立後の一九三二年九月にも現地を調査している。リットン調査団訪問の前月のことであった。その成果は、三四年に『満州問題』として岩波書店から刊行された。矢内原文庫の四には、満州問題研究のもとになった各種刊行資料や図表のほか、三三年度の特別講義で扱った満州問題に関する講義ノートが収められている。

矢内原は大学卒業後「朝鮮人のために働きたい」という希望を抱いていたことからわかるように、若い頃から朝鮮には強い関心を持っていた(注12)。一九二四年十月に満洲・朝鮮を訪問したことは上述したが、さらに戦時下にも、聖書講義を行なうため訪問している。しかし、樺太同様、まとまった講義や単著を刊行していないためか、関連資料はさほど多く

ない。

六植民には、矢内原の最初の著書『植民及び植民政策』（一九二四年）のもとになった講義ノート・原稿のほか、新渡戸稲造による植民史講義の受講ノートが含まれている。矢内原はこの受講ノートをもとに、『新渡戸稲造博士植民政策講義及論文集』（岩波書店、一九四三年）を編集したのであった。

七は単に「ノート」という名称で分類しているが、そこには戦前から戦後にかけて東京大学や東京女子大学でなされた講義のノートや研究のメモ、学生時代の哲学・語学などの受講ノートまで種々の内容が含まれている。講義ノート類には『帝国主義下の印度』、『帝国主義下の台湾』に結実した講義録、一九五二年東京大学経済学部における最終講義ノートなども含まれており、矢内原植民学研究にとって「原資料」としての価値の高いものが多い。本稿が対象とする「講義ノート」も、ここに含まれている。

二 「講義ノート」と「沿革」

（一）講義素案と章立ての構成

「講義ノート」は大学ノート二冊からなり（以下、Ⅰ、Ⅱとそれぞれ略記する）、万年筆で細かく筆記されているが、鉛筆による書き込みや、赤鉛筆による修正もあり、講義の準備と思索の跡がうかがえる。ノートの右側には主に講義用の記述がみられ、左側は主として参考文献名、引用、補足的メモなどが記載されている。

当初矢内原は、講義内容を六部に大別していたようで、「講義ノート」の冒頭で以下のような「講義素案」ともいえるべき構成が記されている。

Ⅰはしがき—Irish Impressions

地理—人口—Constitution

Irish Question の 概略 図

経済的 文化的 政治的 朝鮮

Malthus Marx (Kautsky)

II Before Anglo-Norman Invasion

Gaelic Civilization

Political-Clan system

Economic-land system

Cultural-religious and culture

III English Invasion

Henry II—Elizabeth—Cromwell—Union (1800)

Confiscation & Plantation

Penal Codes

IV 19th Century

Catholic Emancipation

Home Rule Agitation

Famine—Emigration

Secret Societies (Agrarian & Political)

Land Reform

Social—education

V 20th Century

Economic—Land Reform

朝鮮関係をアイルランド史中に読むべし

Co-operative movement

Political—Home Rule

Rebellion of 1916—Ulster

Irish Labour Party

Gaelic Revival

Foreign Influence (米、独)

VI Final Settlement & Irish Question

Future of Ireland

(Barker, p.8, 10)

ここでは、講義素案の基本的特質を確認するにとどめたい。

I はしがきでは、*Irish Question* の重要性が政治的、経済的、文化的領域にわたるものと認識され、しかも朝鮮との類比を示唆していることが右記のメモからうかがえる。II以降、特にIIIからVまではイングランドによるアイルランド植民政策の特質を概観しており、二十世紀に至って独立の気運が高まったことが、一九一六年蜂起に関する記述 (*Rebellion of 1916*) で示されている。VIではアイルランド問題が終末を迎え、その将来像が示唆されている。

この末尾で Barker (p.8, 10) と記されているのは、英国の著名な政治学者アーネスト・バーカー (Ernest Barker) の著作 *Ireland in the last fifty years 1866-1918* (Oxford University Press, 1919) のことである。バーカーによれば、アイルランド問題は地理的、人種的要因に原因があるのではない。彼はそれを歴史的理由に求めており、歴史的問題であるならば人間による解決が不可能ではないと主張する。このような立場に立つバーカーは、過去五十年の英国の政策にアイルランド問題解決の進展を見ているのである。

矢内原はバーカーのごとき穏健なるオックスフォードの歴史家も、アイルランド問題の最大原因をイギリスの圧迫搾取

に求めていることを強調している。この指摘は、「沿革」の一「アイルランドと朝鮮」に見られる(注13)。朝鮮における事態もまた地理的、人種的要因が原因ではなく、アイルランド同様、日本の圧迫搾取に求めるべきことが示唆されているのではない。その際、矢内原が圧迫搾取を軍事的・経済的な視点だけでとらえていないことに注目したい。後段で論じるように、それはアングロサクソン文明によるケルト文明の収奪の所産でもあった。

「講義ノート」は、上記の「講義素案」を修正し、十一章に編成された。これを「沿革」の構成と対比すると、以下のようになる。

「講義ノートⅠ」

第一章 序言

第二章 Gaelic Civilization versus English Civilization

文明の衝突

第三章 征服 Conquest

第四章 Confiscation (没収) と Colonization (植民)

第五章 Penal Laws (Catholic Disabilities)

第六章 Commercial Codes (産業及貿易の制限)

第七章 合邦 (Union)

「講義ノートⅡ」

第七章 合邦 (Union) ぐわあ

第八章 Famine

第九章 土地制度の変革 Land Reform

「沿革」

一 アイルランドと朝鮮

二 征服と没収

三 刑罰諸法規

四 商業諸法規

五 合邦

六 飢饉

七 土地制度の改革

八 自由国

九 民族運動と階級運動

第十章 アイルランド自由国 Irish Free State

第十一章 結語

以上からわかるように、「講義ノート」の方が「沿革」より章が二つ多いが、内容的には両者は重なるところが多い。「沿革」で見当たらない章は、第一章「序言」と第二章「文明の衝突」、それに第十一章「結語」の三章である。ただし、第十一章の内容は、「沿革」では九「民族運動と階級運動」に部分的に相当する。一方「講義ノート」には、「沿革」のなかで最も重要な項目、「アイルランドと朝鮮」に相当する章がないと思うであろうが、実際には「講義ノート」のいくつかの章には、朝鮮に関する記述が見られる。

(二) 参考文献

矢内原は「沿革」で、ミルやマルクスの古典とともに、ウィリアム・レッキーやジョージ・オーブライエンなどによる、今日でも一読に値する水準の高いアイルランド史の文献を参考になっている(注14)。ところが「講義ノート」には、左記のようにそれよりもはるかに多くの参考文献名が列挙されている。

「講義ノート」

○Bonn, Engische Kolonization in Ireland.

○Joyce, P.W., Social History of Ancient Ireland.

○Paul Dubois, Contemporary Ireland.

○Sir, John Davies, A Discovery of True Causes Why Ireland was never entirely Subdued.

Butler, W.F.T., Confiscation in Irish History.

Lecky, W. A History of Ireland in the Eighteenth Century.

○Murray, A.E., A History of the Commercial and Financial Relations between England and Ireland

O'Brien George, The Economic History of Ireland from the Union to the Famine.

O'Brien George, The Economic History of Ireland in the 18th Century.

O'Brien George, The Economic History of Ireland in the 17th Century.

D.A. Chart, Economic History of Ireland.

○Lavelle Patrick, The Irish Landlord since the Revolution.

「講義ノートⅡ」

沢村康「アイルランドの土地政策」『社会政策時報』大正十五年十一月号 (No. 七四)

○Gustave de Beaumont L'Irlande sociale politique et religieuse 1863

Das Kapital Bd I Kap 23 資本制蓄積の一般的法則

○Ernest Schluze Hamburg, Ireland. (独立文)

○William O'Brien, The Irish Revolution and How it Came About, 1923

このうち、○をつけたものは「沿革」の注において言及されていない文献である。矢内原のアイルランド研究が、本格的であることが一層理解できる。

筆者はこのなかで特に、ジョン・デーヴィス (Sir John Davies, 一五六九—一六二六) の著作があげられていることに着目したい。デーヴィスは英国ウィルトシャー生まれの法律家で、ウィンチェスターとオクスフォードで学んだ後、ジェームズ一世治下で国会議員として活躍した。一六〇三年にはアイルランドで司法長官 (Solicitor General)、一六〇六年には検事総長 (Attorney General) に任じられ、十九年までその地位に留まるなど十六年もの間アイルランド統治に深く関わった(注15)。矢内原は「沿革」ではデーヴィスに直接言及していないが、「講義ノート」の第二章「文明の衝突」で彼をとり

あげている。

三 アイルランドの印象

第一章「序言」は矢内原が一九二一年夏、英国政府とシン・フェイン党との休戦条約成立数日後のダブリンに到着した際の印象を記したもので、講義素案の I はしがき—*Impression* に相当するものである。アイルランド訪問の内容は、留学時代の日記（以下、「日記」と略記する）に記されており（注16）、後年「沿革」執筆の下敷きになった箇所としてアイルランド史研究者にはよく知られているが（注17）、「講義ノート」には「日記」には書かれていない内容も含まれている。

当時のダブリンについて、矢内原は「London や Wales とは頗る違った空気だ」と「日記」に記している（注18）。「講義ノート」では、ダブリン到着早々、閉鎖されているホテルと知って馬車を走らせ、運賃をだましとった不親切な御者に会ったことが紹介されている。この不愉快な体験は、矢内原にとってアイルランド問題を知る上で重要な意味を持った。彼は一人の *Cabman* を以って、ダブリンの *Cabman* すべて、さらにはアイルランド人すべてを推すことはできないとしながらも、このような目にあったことは、「深い印象を与えた」という（注19）。

さらにダブリンで矢内原の目に映じたものは、公園で遊ぶみずばらしい裸足の子供たち、砂囊が積まれたカッスルの城壁、カスタム・ハウスの焼け跡、裏通りに張り巡らされた三色旗と星条旗、欲酒酩酊し、戸口で雑談する男女の姿などであった。多くは、「日記」にも記されている光景であるが（注20）、「講義ノート」では「至る所問題である」、「眼を以って Ireland 問題を見たることを感じた」と記している（注21）。先の不愉快な体験と合わせて、矢内原はダブリンの植民地的状況、精神的・物質的貧困を実感したのである。

しかし矢内原によれば怠惰、陰謀的と言われるアイルランド人の民族性は先天的固有のものではなく、イギリス植民政策に起因するとの認識を示している（注22）。「至る所問題である」と記したダブリンのこうした印象こそは、アイルランド問題の根深さを示す導入として講じられたのであろう。

資料1 アイルランドと朝鮮について、「沿革」と
「講義ノート」の対比

ともかく、ストロングボウの侵入以来七百五十年の久しきに亘る圧迫搾取と之に対する反抗の交錯に基く植民地関係の発展を背後に残して、所謂アイルランド問題は終末を告げた。ここに一の完結せる植民地の歴史が見られる。植民地政策の圧迫性及びその止揚が典型的に示される。アイルランド問題研究の学問的興味はここにある。

世人屢々朝鮮を以て我国のアイルランドに比する。――

(出典)「沿革」654頁。

Ireland 問題は完結したが、Ireland 型植民地は尚存在する。ここに Ireland 問題研究の実際の興味がある。台湾朝鮮を搾するわれわれ日本人にとりては殊に然りである。

世人屢々朝鮮問題を以て Ireland 問題に比するは故なしとはいえない。――

(出典)「講義ノート I」データー・ベース、画像13

以上紹介したアイルランド訪問は、矢内原が植民学者としての地位を確立する以前の体験であるが、上述した日本の植民地の調査訪問にも類する知見を彼に与えたといえないだろうか。

第一章の末尾で、矢内原はアイルランド問題に対する視座を表明している。その主要部分を「沿革」の記述と対比したのが、次の表である。

この表に見られるように、「沿革」ではアイルランド問題への興味は抽象的な記述にとどまっているが、「講義ノート」では「台湾及び朝鮮を搾するわれわれ日本人」という表現が見られ、より踏み込んだ内容となっている。「講義ノート」のこうした特徴は、以下の章でも確認されるのである。

四 文明の衝突

第二章では *Gaelic Civilization versus English Civilization* という標題のもと、文明の衝突が詳細に論じられている。矢内原はイングリランドによるアイルランドへの侵入を、相統制と固定的所有制とを伴う個人的私有財産制の侵入を意味したと認識している(注23)。イングリランド流の私的所有権の導入、がアイルランド固有の相統制度であるタニストリとガヴェルカインドを無視し、土地収奪を合法化したのである。文明の衝突という現代風の表現で、植民地問題の本質をとらえている。

イングリランド流の土地所有権の導入に大きな役割を果たしたのは、上述した英国の法律家、ジョン・デーヴィスであった。彼は長子相統制度をアイルランドに導入し、アルスター植民を推進した。矢内原が参考文献の一つにあげている *A Discovery* は、一六二二年に国王ジェームズ一世に献呈された大部の「報告書」である(注24)。ここで彼はヘンリー二世に始まるアイルランド政策を概観し、ジェームズ一世以前のアイルランド征服がいかに失敗であったか、そしてその原因がどこにあったかを論じている。デーヴィスにとってアイルランドの「完全な征服」には、単なる軍事上の支配だけでなく、民政すなわちイングリランド法の導入とそれによる統治が不可欠であった。そこにはイングリランド法の導入でアイルランド人は文明化し、イングリランド人として同化するという認識があった(注25)。

しかし、それはアイルランドから見れば、彼らの固有の慣習・法律の否定であった。アイルランドではタニストリのもと、土地は氏族に属していた。そこでは、族長家系の長子相統制とそのもとで氏族民による分割相統が行なわれていたのであるから、コモンローの導入は、アイルランド古来の氏族制度の否定を意味していた。矢内原は「沿革」の二「征服と没収」

でこの問題を詳細に論じ、以下のように指摘している。

「如何なる過程によりて土地の掠奪没収は行なわれたか。或は反乱に対する処罰として、或は法律的解释により『平和的』(注26)」

デーヴィスの果たした主な役割は、後者にあった。「沿革」ではジェームズ一世が「権原欠陥調査委員会」を任命し、法律家をしてアイルランドの土地調査を行なわせ、権原不明な土地は王領地に編入したことが指摘されているが、この法律家こそデーヴィスであった。矢内原はイングランドの征服を「植民地土地掠奪の最も露骨なる歴史、原住民土地喪失の最も極端なる形式がここに見られた」と結論づけている(注27)。

「講義ノート」ではバーカーをここでも引用し、その下に朝鮮と記している。日本も朝鮮に対して、以下のような類似の政策をおこなったことが矢内原の念頭にあったのであろう。すなわち、朝鮮では併合直前に土地調査が始まり、それから二年後の一九一二年には土地調査令が發布され、本格的な土地調査が行なわれたのである。当時朝鮮には近代的な私有権制度が確立しておらず、所有権を証明できなかった土地は没収され、国有地として編入された。また近代的な土地所有権の導入は、土地の売買を促進し、朝鮮における農民層の分解・没落を促進することとなった(注28)。「文明」の名に於いて、英国も日本も植民地を収奪したのである。

五 アイルランドと朝鮮

朝鮮についての言及は既に見たように「講義ノート」に幾つかあるが、アイルランドと朝鮮との類比が頻繁に出てくるのは第五章 Penal Laws (Catholic Disabilities) 以降である。

(一) Penal Laws

資料2 Penal Laws (刑罰諸法規) に関する記述

Penal Laws は最も極端なる原住民抑圧の政策であるが、何れの植民地に対しても原住民対植民者の関係については本質的に之と異らざる社会的抑圧が存在した。或いは法律による差別的規定がない場合でも社会的経済的に原住民の活動を制限する。之れ実利主義的資本主義に基づく植民の必然なり

「朝鮮人の心の声」

- (1) 内地人官吏の加棒
 - (2) 責任アル地位への任命問題
 - (3) 学術用語 試験用語
 - (4) 宗教的祭祀 参加
 - (5) 経済的利権 (干拓) 事業経営 (Hotel 業、銀行)、土地売買
- 同化主義といへども同様なり、何となれば同化は原住民の言語慣習、社会制度の破壊を意味すればなり。

(出典) 「講義ノートⅠ」 データー・ベース、画像53

第五章は、「沿革」では第三「刑罰諸法規」に相当する箇所である。「沿革」において矢内原は、刑罰諸法規を「植民地に於ける搾取の原住民政策の最も露骨明瞭なる一例(注29)」と批判している。「講義ノート」でもほぼ同様の記述がなされているが、やや唐突に「朝鮮人の声」という記述がなされているとともに、「沿革」には見られない五点が指摘されている。「講義ノート」の該当箇所を再現すると、おおよそ以下のようなものである。

(一)、(二)、(五) は植民地朝鮮において日本人が持つ特権を、(三)、(四) は朝鮮人が受けた宗教的・言語的差別を示している。矢内原は刑罰諸法規を講ずるなかで、アイルランドと朝鮮との「類似点」を示し、不当に差別されている「朝鮮人の心の声」を聞けと語っているのである。

(2) 合邦 (Union)

第七章「合邦 (Union)」は「講義ノートⅠ、Ⅱ」にかけて論じられている。筆者はかつて「沿革」を検討した際、ピットが断行したアイルランド合邦に対する矢内原の批判には、朝鮮併合が念頭にあったのではないかと推察した(注30)。それは当たっていた。「講義ノート」には、まさに朝鮮併合に至る史実が以下のようにメモされている。

資料3 日韓併合と英愛併合

明治37年 2月23日	日韓議定書 日本は韓国の領土保全を保障す 韓国は施政政策に関する日本の忠告を受る
同年 8月	一進会成る
明治38年11月17日	日韓保護条約
43年	日韓併合条約
大正 8年	独立運動 金允植 李容植 独立宣言文(青柳 独立騒擾史論 p.295)

Ireland と Union

Pitt の用ひし腐敗手段— 一進会の買収操作
Union に対する Protest

- 1) Robert Emmett's insurrection 1803
- 2) Catholic Emancipation (Daniel O'Connell)
- 3) Repeal Agitation (O'Connell) O'Connell

処刑サル

(出典)「講義ノートⅡ」データー・ベース、画像12

矢内原がここで参照している文献は、青柳南冥『朝鮮独立騒擾史論』である。青柳は当時朝鮮研究会主幹の地位にあり、日韓併合賛美の立場から、一九二二年（大正十年）本書を同研究会から刊行した。その序文には「騒乱の因って来る所を調査し、その帰趨する所を達観し、日本帝国併韓の精神と総督施政の大道を論表せり」と記されている。

ここで言及されている金允植とは、青柳によれば前韓、金宏集内閣の外務大臣であったが、壬午甲申の乱を経て、乙未事変に連座し、済洲島に流されたのである。しかし、伊藤統監の時代に赦免になり、寺内総督の時代、日韓併合前後の功により子爵を授けられ、経学院大堤学となり、最高学府を統裁する立場に立ったという。ところが、一九一九年三月一日に独立運動が勃発するに及んで、同月二十五日彼は李容植と連署して朝鮮独立請願書を内閣総理大臣原敬に呈したという（注31）。

続いて、資料には英愛合邦についての記述が見られる。矢内原はアイルランドとの合邦を断行した英国の首相ピットの腐敗手段を一進会の買収操作に例え、朝鮮併合の不当性を批判している。一進会とは一九〇四年に誕生した朝鮮における親日派の団体で、一九〇九年日本との併合を求める「合邦声明書」を提出したことで知られている（注32）。

Unionに対するProtestとして、矢内原はロバート・エメット（Robert Emmett 一七七八―一八〇三）の蜂起とダニエル・オコネル（Daniel O'Connell 一七七五―一八四七）によるカトリック解放運動、併合撤廃運動をあげている。エメットは一八〇三年ダブリンで蜂起し、後に捉えられた指導者で、「その日まで墓碑銘はかくな」という有名な演説を遺して処刑された（注33）。矢内原はオコネルも処刑されたとしているが、これは事実誤認である。こうした欠陥はあるが、合邦には朝鮮併合に批判的な矢内原の立場がよくあらわれているといえよう。

（3）飢饉

大飢饉は一八四五年秋に発生した馬鈴薯の胴枯れ病が直接の原因であるが、馬鈴薯の凶作にあっても、アイルランドから穀物や食肉が英国へ輸出されていた。矢内原は「沿革」で大飢饉期のアイルランドについて、「豊富なる麦と肉との生産及び輸出のまん中に於て、百万人の生産者が餓死するの奇観を呈した（注34）」と指摘している。矢内原によれば、大飢饉は

資料 4 アイルランドの穀作と朝鮮の米作

もし Ireland 人が Potato によって廉価に生活し、而してその穀物を輸出するならば、彼らはより多くの貨幣をもち、従ってより多くの物資を輸入するを得るはずである。併しながら、彼らのもつべきはずたる貨幣即ち穀物食と Potato 食との差額は Ireland に対しては、Tithes, Taxes, Rents の支払いに充てられる。

— 朝鮮人の米食と粟食との差額 !! —

(出典)「講義ノートⅡ」データー・ベース、画像17

「イギリス植民政策の罪」がもたらした「カタストローフ」であった(注35)。安価な馬鈴薯を常食とする農民が穀物を輸出すれば、彼らの手元に利潤が蓄積される可能性がある。「講義ノートⅡ」で矢内原はこの問題を取りあげ、以下のように記述している。

資料5 アイルランド問題の総括(1)

英国は Ireland をしばった。しかし、しぼり切れなかった。英国は今やその帝國的支配者としての趨勢をひきとむに苦心し、Ireland は新興の希望に燃ゆ

植民地一般の発展を Ireland 史中に読むべし

朝鮮関係を Ireland 史中に読むべし

朝鮮人は Ireland 人の自助的不屈の精神に学ぶべし

日本人は問題の○○につき自ら省るべし

○○の部分は、筆者が判読できなかった箇所を示す。

(出典)「講義ノートⅡ」データー・ベース、画像67

(4) 結論
第十一章「結論」は、アイルランドと朝鮮について矢内原の最も言いたいことが表明されているといえよう。特にその末尾において、以下のようにのべている。

ここで、矢内原はアイルランドでは馬鈴薯による廉価な農民の生活費と彼らが穀物輸出で獲得する貨幣の差額が、その手元に蓄積されず、十分の一税、租税、地代などとして英国に収奪されてしまうことを指摘しているのである。さらにその下には、「朝鮮人の米食と粟食の差額!!」とメモ書きがあることに着目したい。これは朝鮮産米増殖計画のもと、米は内地に移出され、その代替として満州の粟が農民の食料として移入されたことを示唆している。朝鮮産米増殖計画は、「農業の近代化」をある程度もたらしたが、農民にとっては灌漑設備の費用や水利組合費など新たな負担が課せられた。朝鮮人の米食(米産)と粟食の差額もアイルランド農民同様、彼らの余剰として手元に残ることがなかったのである。矢内原は輸出向けに特化したアイルランド農業構造を講義することを通して、朝鮮産米計画を批判したのである(注36)。

矢内原はここでははっきりと「朝鮮関係をIreland史中に読むべし」と記している。アイルランド植民史を講義した矢内原の真意が、この短文に示されている。

矢内原は最後に講義の総括を行い、以下のようなメモ書きで締めくくっている。

資料6 アイルランド問題の総括(2)

米国の Irish+Ireland の Irish → 英国
米国の鮮人
満州シベリアの鮮人+朝鮮内の朝鮮人→日本
1927年2月15日 講義終り。

(出典)「講義ノートⅡ」 データー・ベース、画像67

この記述から読み取れることは何か。矢内原はアイルランドの民族独立運動がアイルランド系アメリカ人とアイルランド人との協力のもとで展開したことを指摘し、朝鮮においても類似の運動が起きることを展望していたのではないか。この驚くべき指摘は、矢内原と朝鮮の関係を再検討する際に、重要な意味を持つと思われる。

以上のメモの下には「一九二七年二月十五日講義終わり」と記されている。矢内原はこの数行を板書して、この日、静かに講義を終えたのであろう。

おわりに

本稿は琉球大学附属図書館・矢内原文庫所蔵の「講義ノート」を紹介・解説してきた。そこには、史実に対する不正確な認識が幾つか見られることは否定できない。「講義ノート」に記された内容を、矢内原が実際にその通りに講義したかも断定できない。

しかしながら「講義ノート」に書かれた内容が、矢内原のアイerland研究の原型を示すことは間違いない。また、日本の朝鮮統治に対する明確な批判も展開されていた。それは、「沿革」には見られない直接的なものであった。活字として公刊するには、危険すぎる内容だったのであろう。

以上、本稿が矢内原のアイerland論について新たな知見を加えることができたと思えば、筆者の目的は達成されたしだいである。

1 数少ない先行研究として、今泉裕美子「矢内原忠雄の国際関係研究と植民政策研究―講義ノートを読む―」『国際関係学研究』（津田塾大学）二二三号、一九九六年がある。これは、戦後に矢内原が講じた国際関係に関する数種の講義ノートを解説したものである。ただし、これらの講義ノートが矢内原文庫に収められたのは、今泉が利用した後のことなのである。

2 筆者は二〇〇八年二月と五月の数回にわたって、矢内原文庫を訪れた。「講義ノート」は劣化が激しく、利用には細心の注意を要した。貴重な資料の閲覧を許可して頂いた琉球大学附属図書館の皆様にお礼を申し上げる。

3 矢内原のアイerland論についてこれまで筆者は「沿革」を中心として、「矢内原忠雄とアイerland―周辺から見た植民学―」、中村勝巳編著『歴史のなかの現代―西洋・アジア・日本―』、ミネルヴァ書房、一九九九年所収、および「再論 矢内原忠雄とアイerland」、『エール』第二六号、二〇〇六年の二論稿を著している。

4 堀越智『アイerlandの反乱』三省堂新書、一九七〇年、四頁。

5 Susan C. Townsend, "Yanahara Tadao and the Irish question: a comparative analysis of the Irish and Korean questions, 1919-36",

- in *Irish Historical Studies*, Vol. XXX, No. 118 (1996).
- 9 Lee Tai-Sook, "Is Korea Similar to Ireland: Yamahara Tadao's Writings on Ireland and Korea", 『歴史学報』(韓国) 第一八二号、二〇〇四年(本文はハングル表記である)。
- 7 <http://manue.lib.u-ryuky.ac.jp/yamahara/> を見よ。ただし、データベースの整理・提示の方法にはやや問題がある。例えば、後段で照会する「講義ノートII」の題目は「社会政策時報 アイルランドの土地政策」となっているが、これはこのノートの冒頭に記された参考文献(沢村康著)であり、ノートの内容を示すものではない。この種の例は他にもあるので、改善を望みたい。
- 8 南洋群島調査の経緯と方法については、『南洋群島の研究』、『矢内原忠雄全集』(以下、『矢内原全集』と略記する)第三卷岩波書店、一九六三年所収の「序文」を見よ。以下、特に断らない限り、矢内原の著作からの引用箇所はすべて当該著作が所収された『矢内原全集』から示す。また、『南洋群島の研究』の実証的意義については、矢内原勝「矢内原忠雄の植民政策の理論と実証」、『三田学会雑誌』、八十巻四号、一九八七年が詳しい。
- 9 若林正丈編『矢内原忠雄「帝国主義下の台湾」精読』、三六一頁。
- 10 『編集後記』、『矢内原全集』第二巻所収、六八五頁。
- 11 同上書、六八六頁。
- 12 「私の歩んできた道」、『矢内原全集』第二十六巻所収、九一頁。
- 13 「沿革」、『矢内原全集』第三巻所収、六五三―四頁。
- 14 拙稿、「矢内原忠雄とアイルランド」、『二六二頁』。
- 15 デーヴィスの経歴については、Coin Thomas & Avril Thomas (eds.), *Historical Dictionary of Ireland*, The Scarecrow Press, 1997, pp. 55-57.
- 16 「日記」、『矢内原全集』第二十八巻所収、六三二―四頁。
- 17 上野格「日本におけるアイランド学の歴史」、『思想』、六一七号、一九七五年、一三八頁。
- 18 「日記」、『六三四頁』。
- 19 以上は、『講義ノートI』、矢内原文庫データ・ベース、画像六―七を見よ。以下、「講義ノート」を紹介する際は、上記のようにデータ・ベースの画像番号で示す。因みに、このエピソードは「日記」ではごく簡単に触れられている。『矢内原全集』第二十八巻、六三二頁。
- 20 「日記」、『六三二―四頁』。
- 21 データ・ベース、画像七。
- 22 「沿革」、『六五二―三頁』。

23 データ・ベース、画像二一。

24 本書については、バリーの序文を付した複製版が刊行されている。John Davies, *Discovery of the True Causes why Ireland was never Entirely Subdued*, Introduction by John Barry, Irish University Press, 1969.

25 アイルランド植民政策にデーヴィスはがはたした役割に注目したパウリッシュは、植民地統治が支配国の法律の導入によって推進されていく側面を「法的帝国主義」(Legal Imperialism)ととらえている。Hans C. Pavlish, *Sir John Davies and the Conquest of Ireland: a study in legal imperialism*, Cambridge, 1983. このような視点は、既に矢内原植民学で展開されていたのである。

26 「沿革」、六六〇頁。

27 「沿革」、六六一頁。

28 以上の史実については、山辺健太郎『日本統治下の朝鮮』、岩波新書、一九七一年、三三二頁以下が詳しい。

29 「沿革」、六六四頁。

30 齋藤英里、前掲「矢内原忠雄とアイルランド」、二六五頁。

31 青柳南冥『朝鮮独立騒擾史論』、朝鮮史研究会、一九二二年、二九四頁以下。

32 ただし、一進会の求めた合邦は日本との対等合併ないし連合国家であり、日本が意図した併合とは全く異なる内容であった。海野福寿『韓国併合』、岩波新書、一九九五年、二二一頁。

33 堀越、前掲書、八〇—二頁。

34 「沿革」、六八一頁。

35 「沿革」、六七九頁。

36 山辺、前掲書、一〇七—一一頁。矢内原自身、「朝鮮産米増殖計画に就て」『矢内原全集』第一巻所収で、同計画を批判している。

付記 本稿は、平成一八(二〇〇六)年度科学研究費補助金(基盤研究費B 研究課題「地政学的空間の史的变化とアイルランドの周辺化・脱植民地化過程の分析」代表・法政大学、後藤浩子教授)にもとづく研究成果の一部であり、アイルランド研究年次大会(二〇〇八年十一月二十九日、大阪経済大学)で報告の機会を得た。